

# 神奈川県労働局職員（厚生労働事務官） 業務説明会

～「働く」のために、はたらく。～



神奈川県労働局

## はじめに

労働局は、国民の生活の安定と、経済・社会の発展を図るため、地域における労働行政の総合的機関として、雇用の安定や誰もが健康で働きやすい職場の実現などを目指しています。

このため、労働局は、「労働分野の専門家集団」として、仕事を探している方や仕事でお困りの方、人材を必要とする企業などに日々接し、求められるサービスの提供に努めています。

**労働分野の専門家(プロフェッショナル)として、専門性を磨くことができます！**

**神奈川県で働く方のため、ぜひ、皆さんの力を貸してください！**

# 「働くのためにはたらく」とは？

～働く上での二つの危険～

- ① 働いているときに怪我をする = 労災保険
- ② 会社を辞めることになってしまう = 雇用保険

⇒二つをあわせて **「労働保険」**

- 労働保険は自賠責と同じ強制保険で、国が運営しています。
- 厚生労働事務官の仕事は、労働保険の運営です。
- 給付だけでなく、怪我や失業をしないための活動にも力を入れています。

## 神奈川県労働局は、大きく4つのセクションに分かれています。

求職者に対する支援、企業への人材のあっせん・・・《職業安定行政》

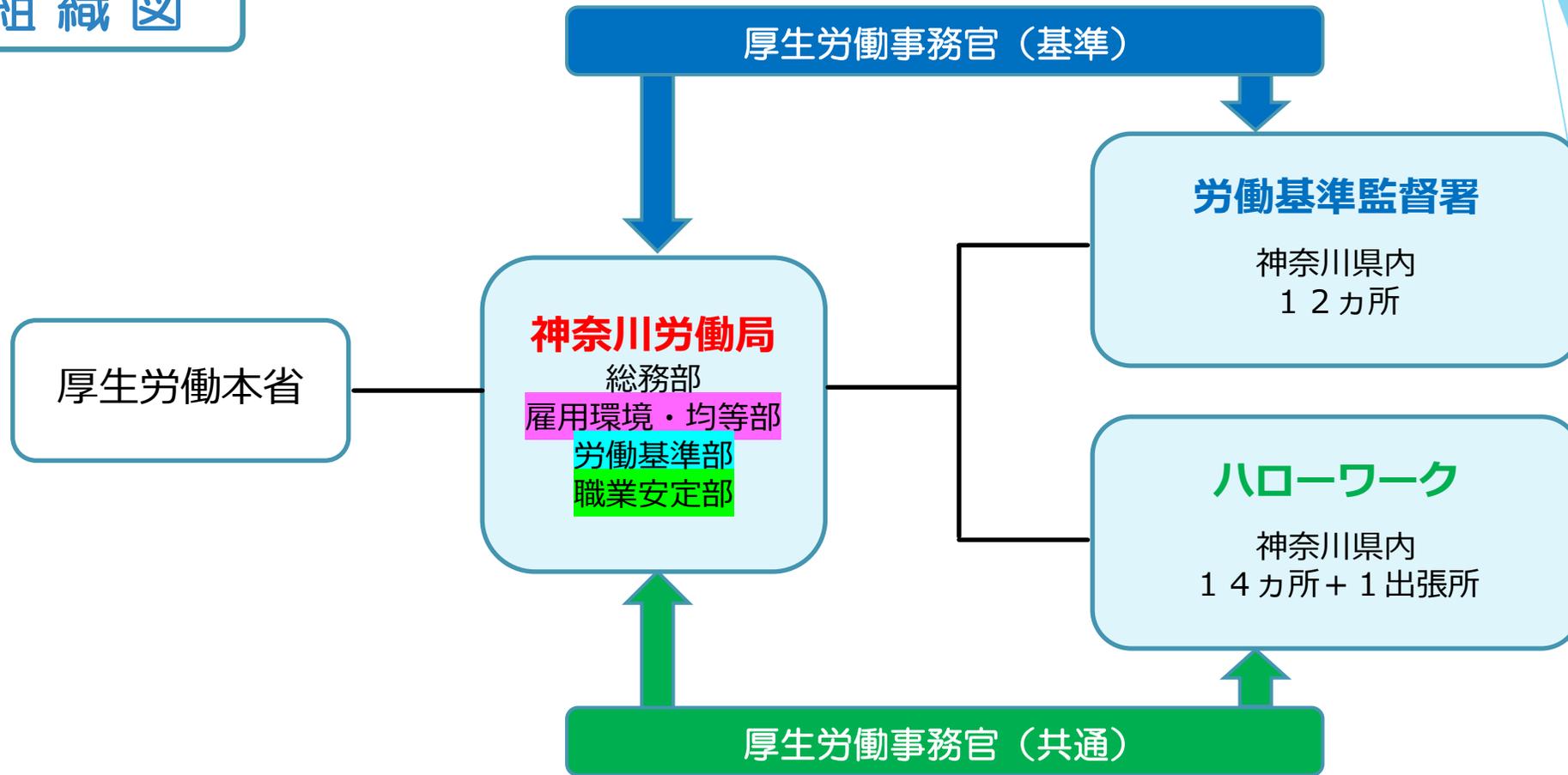
働く上で必要な能力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・《人材開発行政》

労働災害の調査・補償、労働条件の確保・改善・・・《労働基準行政》

働き方改革、女性の活躍推進、フリーランスなど・・・《雇用環境・均等行政》

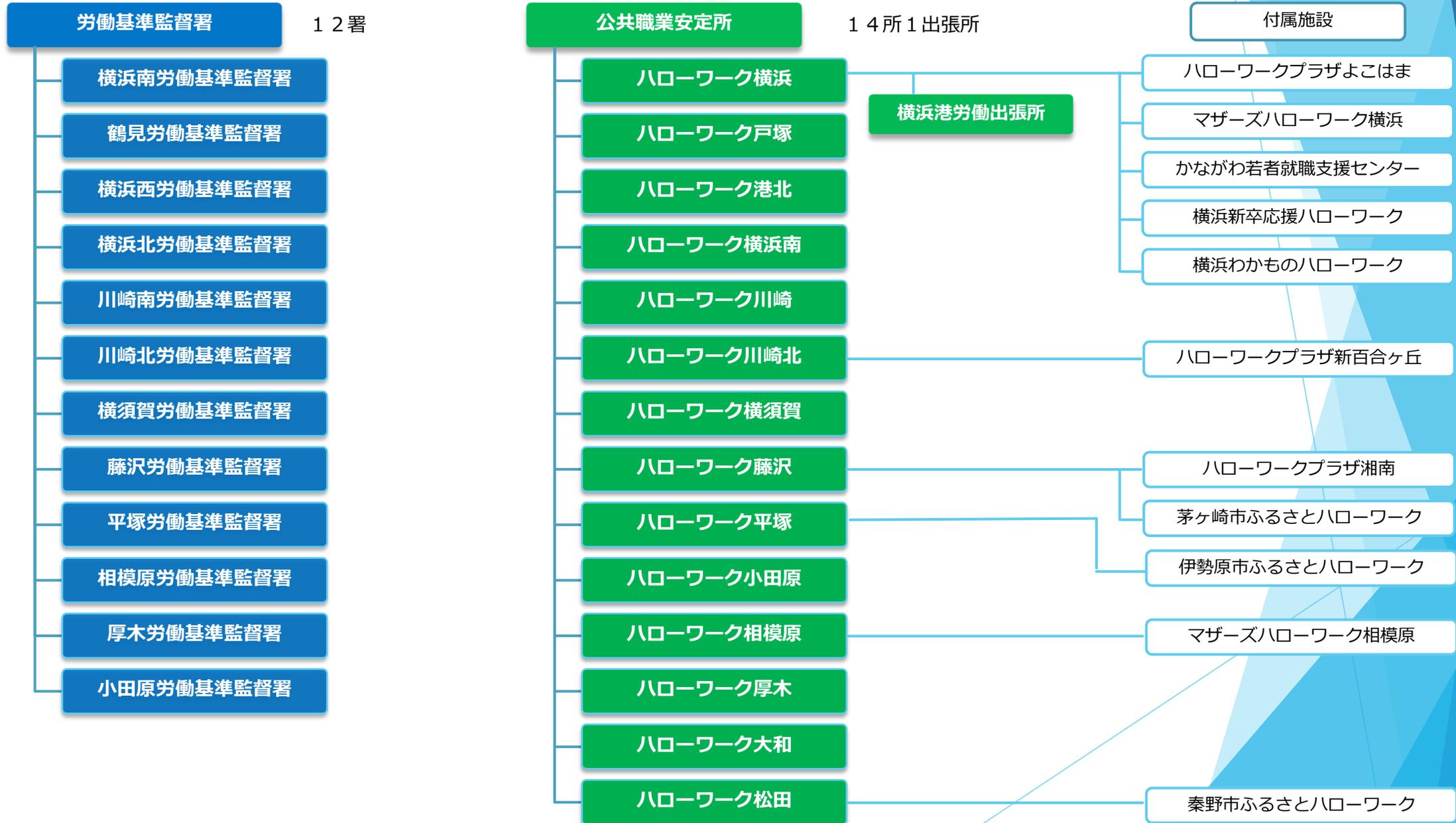
「働く」ということに関連する様々な行政分野を、総合的・一元的に運営しながら、地域に密着した行政を担う厚生労働省の地方機関です。

## 組織図



**労働局は、厚生労働省の地方機関になり、第一線機関として「労働基準監督署」と「ハローワーク」を有しています。**

# 神奈川県労働局の第一線組織（労働基準監督署・ハローワーク）



# 労働局の仕事には、こんな人が向いています。

日々、第一線で国民に接し、手助けする仕事です。

- 対人業務が中心 → 人と話すことが好きな人
- 困っている人が訪れます → 他人に対して親切になれる人
- 様々な仕事に接します → 向上心、探求心の強い人
- 現状を分析し、問題点を発見することが好きな人
- アイデアを出して問題を解決できる人
- いろいろな人がやってきます → **<重要>** 公正、公平である人

⇒ 大変ですが、その分、人として成長することができます。

# 入省後のキャリアパス

## ① 厚生労働事務官（共通）

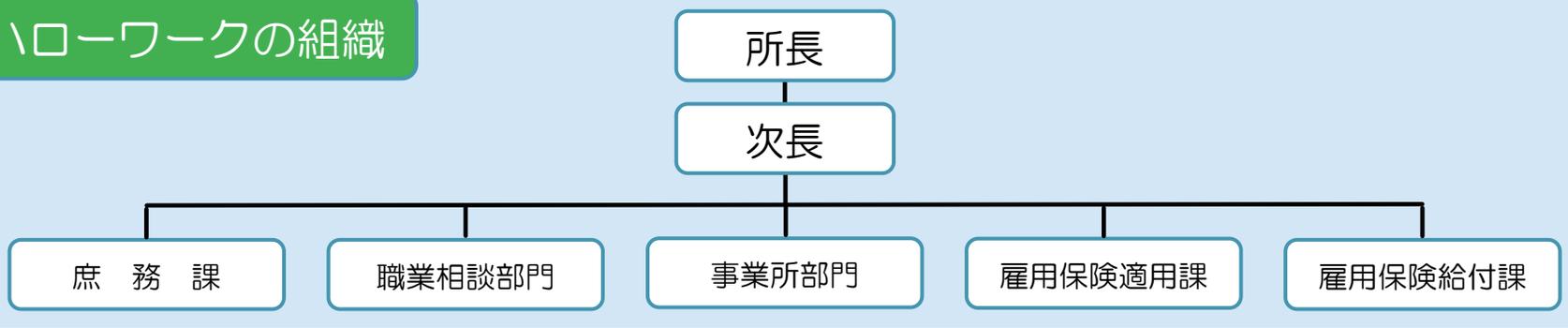
ハローワークや労働局における  
働く人の職業の安定を中心としたキャリアパス

## ② 厚生労働事務官（基準）

労働基準監督署や労働局における  
労災補償業務や労働保険適用・徴収業務を中心としたキャリアパス

# ハローワークの主な業務内容 ～厚生労働事務官（共通）～

## ハローワークの組織



## 職業相談部門

仕事を探している方（求職者）との相談の中で、求職者の希望する仕事内容や労働条件などのニーズを把握し、その方に合った求人の提案を行ったり、本人が希望する求人への紹介などを行います。

高齢者を支援する「生涯現役支援窓口」や子育てをしながら就職を希望する方向けの付属施設「マザーズハローワーク」などもあります。

## 専門援助部門

障害のある方や難病のある方の職業相談・紹介を行っています。特別支援学校・養護学校に行って、就職希望の生徒・保護者と職業相談を行うこともあります。また、この部門では、曜日によって、手話通訳員も配置しています。



ハローワーク横浜



マザーズハローワークのキッズコーナー

# ハローワークの主な業務内容 ～厚生労働事務官（共通）～

## 職業相談企画部門

一般の職業相談部門で行っているハローワークもありますが、「就職面接会」や「就職支援セミナー」などのイベントの企画・開催や、担当者制の個別相談、面接の受け方のアドバイスや職務経歴書の書き方のアドバイスなどを行っています。

その他、スキルアップや、新しい職種に就職するために必要な技能・知識を身に着けるための「職業訓練」をあっせんする相談窓口や、外国人の就職支援を行う「外国人雇用サービスコーナー」、新規学校卒業者の相談・紹介を行う「学卒部門」、がん患者などの就職支援を行う「長期療養者相談窓口」、地方自治体と連携し、生活保護受給者の就職支援を行う窓口など、様々な専門窓口があります。

## 事業所部門

会社の方が人を採用（募集）したい時に求人を受付ける窓口になります。  
会社の方が記入してきた求人内容が、労働関係法令に違反していないかの確認や、より多くの方から募集が来るように仕事内容等の書き方や、賃金や休日などの条件面のアドバイスを رفتったりもします。

# ハローワークの主な業務内容 ～厚生労働事務官（共通）～

## 雇用保険適用課

主に会社の方（人事担当者）や社会保険労務士が来所する窓口になります。  
会社に採用した人の雇用保険の加入手続き、退職した方の雇用保険の喪失手続き、退職した方が雇用保険を受給するために必要な離職票という書類の作成などを主に行います。

## 雇用保険給付課

会社を退職された方が、次の仕事が決まるまでの間に受給できる雇用保険の失業給付をもらうための最初の手続きや、その後の認定手続き（支給手続き）を主に行います。

## ハローワークの開庁時間等について

- **8:30～17:15**が通常の開庁時間ですが、ハローワークプラザよこはま（ハローワーク横浜の付属施設）では在職中の方の職業相談に対応するため、平日19時までと、土曜日に開庁して業務を行っています。このためハローワークプラザよこはまでは、シフト制で勤務を行っています。
- 神奈川労働局は、日雇労働者専門のハローワーク（横浜港労働出張所）があり、シフト制で朝6:30からの早出勤務を行っています。（早出勤務をした日の終業時間は15:15になります。）

# ハローワークの主な業務内容 ～厚生労働事務官（共通）～

## ハローワーク職員の1日

### 職業相談部門



10:00【職業相談】  
職業相談窓口にて、職業相談を通じて求人情報提供や助言、援助、職業紹介を行います。



17:15【業務終了】  
翌日の業務の確認、準備を行い業務終了です。

8:30

12:00

13:00

15:00

17:15

8:30【業務開始】  
PCにてメールを確認し、新着求人など求人情報のチェックします。



12:00【昼休憩】  
休憩室で食事をとったり、先輩や後輩と外食をすることもあります。またひとりでゆったりと過ごし、リフレッシュしたりします。

15:00【求人充足会議】  
求人部門の担当者と情報交換や意見交換を行い、求職者と求人者のマッチング向上を目指します。



# 労働基準監督署の業務内容 ～厚生労働事務官（基準）～

労働基準監督署には4つの部署があり、3つの試験区分の者が働いています。

試験区分

方面（監督課）

労働基準法に基づき会社を指導、監督する

安全衛生課

働く人の安全と健康が確保されるように事業場へ指導等を行う

労災課

労働保険の加入手続き、労災補償業務を行う

業務課

監督署を運営するための庶務業務を行う

労働基準監督官

厚生労働技官

労働基準監督官

厚生労働事務官

労働基準監督官

厚生労働事務官

労働基準監督官

厚生労働事務官（基準）が行う主たる業務は、二つあります。

1. 労働保険適用徴収業務

2. 労災補償業務

労働保険とは

労災保険



雇用保険

工作中や通勤途中の労働者の負傷・疾病・障害又は死亡に対して、労働者やその遺族のために必要な保険給付を行う制度。（雇用された労働者全員）

労働者の生活及び雇用の安定と就職の促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を支給する制度。（週20時間以上かつ1カ月継続雇用された労働者）

# 労働基準監督署の業務内容 ～厚生労働事務官（基準）～

## 1. 労働保険適用徴収業務

- 労働保険の加入、変更、廃止等の手続き
- 毎年の保険料の申告、納付に関する手続き

主に労働局にある総務部の労働保険徴収課という部署が統括して業務を行っていますが、労働基準監督署でも業務を行っています。

## 2. 労災補償業務 I

労災保険の各種給付を行う業務です。

各種給付には・・・

療養（補償）給付

休業（補償）給付

障害（補償）給付

遺族（補償）給付



藤沢労働基準監督署  
(ハローワーク藤沢)

等の種類があります。

## 2. 労災補償業務 II

仕事中にけがをして医療機関を受診した際は**労災保険**を使うこととなります(健康保険は使えません)。**労災保険**を使う場合は、指定の請求書を会社と共に作成し、治療費、休業補償などを労働基準監督署へ請求します。



**給付可否の判断を行うのが労災補償業務のメイン**は、請求された書類を審査して、ご本人のけがや病気が、仕事又は通勤が原因で発生したものなのか調査することです。

労災保険の請求は、「転んでしまった」等因果関係が明らかなけががほとんどですが、病気などの中には、仕事との関係性がすぐには判断出来ず、より詳しく調査を行う必要なものもあります。

- 本人や関係者に対する聴取調査
- 災害現場(災害発生状況)の確認調査
- 主治医や専門の医師の意見を聞く等の調査

等を行い判断します。

## 雇用環境・均等行政の業務内容 ～厚生労働事務官（共通・基準）～

### 雇用環境・均等行政の業務

雇用環境・均等部では、誰もが働きやすい雇用環境を実現するため、「働き方改革の推進」や「安心して働くことができる職場環境整備」の役割を担っています。

#### 企画課（広報・企画調整）

##### ○企画調整業務

- ・労働局が各地域で施策を総合的に展開するための企画、労働局内外の調整
- ・労働局の運営方針の取りまとめ

##### ○広報業務

- ・労働局全体の施策の周知広報
- ・記者会見の主催、ホームページの管理など

#### 指導課（企業指導等）

##### ○事業主への指導

- ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の防止対策
- ・妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱い
- ・同一労働同一賃金への対応に向けた非正規労働者の待遇改善 など

##### ○労働相談、紛争解決援助

- ・相談対応、労使間の紛争解決に向けた援助

##### ○女性活躍、仕事と育児・介護の両立支援

- ・「えるぼし」「くるみん」など女性の活躍や両立支援に取り組む企業の認定



# 人事異動について

概ね2～3年ごとに神奈川県内労働局内で異動して様々な業務を経験していただきます。  
※ 希望によっては、部署をまたいだ異動もあり得ます。



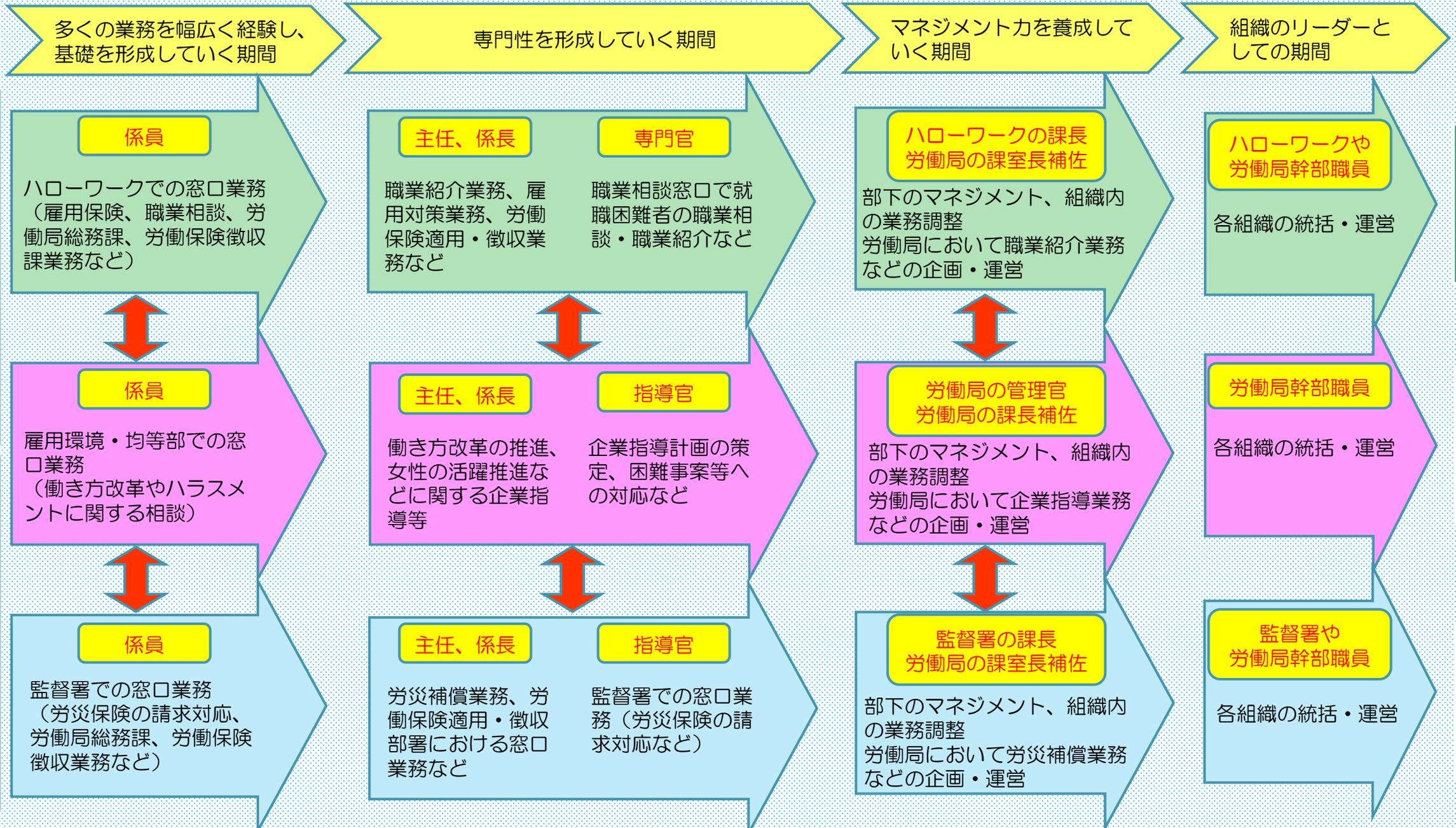
ここでの他局(本省を含む)異動は、定員事情や本人希望、キャリア育成上の観点から異動する場合がありますが有り得るもので、全員の方が異動するわけではありません。  
※ 原則、定着局の変更はできません。

# <キャリアパス>

※一例です。

事務官共通

事務官基準



職業安定

雇用均等

労働基準

# 職場環境など・・・どの職場も「風通し良い」といいますが実態は？

- 採用後は、神奈川県労働局（定着局）に配属され、局(県)内で2～3年ごとに部署を異動して、様々な業務を経験していただきます。
  - ※ 希望者には宿舍が貸与されます(入居人数の上限あり)。
  - ※ 県内の異動なので、引っ越しの必要があることは殆どありません。
- 年次有給休暇は、年20日付与されます。月に1日、半年で8日以上を取得を推奨しています。
  - ※ 夏季休暇は3日ですが、年休をあわせて1週間休むよう推奨しています。
- 育児休業取得実績は、男女とも100%です。
  - ※代替の非常勤職員を採用し、職員が育児休業を取得しやすくしています。
- 職場復帰後も、育児・介護のための時差出勤制度などがあります。
- 超過勤務(残業)は、部署、時期によります。
  - ※ 総務課で全職員の時間数を把握し、必要な注意喚起をしています。
- 常勤職員の女性比率は約四割、若い方が高い割合となっています。

# 研修制度について・・・必要な知識は入省後身につきます。

## 新規採用職員研修

採用後すぐに、神奈川県労働局において実施します。  
実地で勤務しながら研修を受ける(OJT)ほか、集合形式で公務員として必要な基礎知識・労働行政職員としての心構え、行政の課題や概要を学んでいただきます。

## 労働大学校での研修

埼玉県朝霞市にある「労働大学校」において、係員、係長、専門官、課長や幹部など、節目の時期や特定の職務に就任した段階での研修があります。



労働大学校 居室  
一人一室割り当てられます



労働大学校 食堂

## 最後に・・・

ハローワークや労働基準監督署の「**窓口業務**」が中心となるので、国民の皆様の声を直接、聴くことができます。

業務は法令の範囲に限定されるので、時にはお叱りを受けることもあります。反面、感謝の言葉をいただく際など、「人の役に立てた」ということを実感できる仕事です。

人と話すのが好きで、仕事を通じて人間として成長したいと考えている人は、ぜひ、**神奈川労働局**を選んでいただければと思います。

「働くのためにはたらく」ことに興味をもっていただいた方の力が、神奈川県内の労働者には必要です。